

第80回国民スポーツ大会マスコット等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第80回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催に当たり、第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会（以下「県委員会」という。）が定める大会のマスコット等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてマスコット等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県委員会が定める大会マスコット
- (2) 大会愛称・スローガンその他県委員会が定める規定書体

(使用許可権限の行使)

第3条 前条に規定するマスコット等については、県委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する。

(公共目的による使用)

第4条 マスコット等の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、県委員会会長（以下「会長」という。）は公共目的と認め、無償で使用させることができる。

- (1) 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は大会の開催に寄与すると認められるとき。
- (2) 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び大会に関する啓発内容を掲載すると認められるとき。
- (3) 一般へのスポーツ又は大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- (4) 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- (5) その他会長がスポーツ活動及び大会開催に寄与すると認めるとき。

(公共目的による使用の申請及び報告)

第5条 マスコット等を公共目的により使用しようとする者は、あらかじめ「マスコット等公共目的使用許可申請書（様式第1号）」を会長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 大会の開催のために市町村が設置する準備（実行）委員会が使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体が使用するとき。

- (3) 公益財団法人青森県スポーツ協会、特定非営利活動法人青森県スポーツ・レクリエーション連盟及び青森県内の市町村体育・スポーツ協会又はこれらに加盟する競技団体が使用するとき。
 - (4) 大会においてデモンストレーションスポーツを実施する団体が使用するとき。
 - (5) 県委員会の構成団体が使用するとき。
 - (6) 保育所又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に掲げる学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77号）第 3 条による認定こども園が使用するとき。
 - (7) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (8) その他会長が認めるとき。
- 2 前項の規定により許可を得た者及び第 1 号から第 6 号、第 8 号のいずれかに該当する者がマスコット等を公共目的に使用したときは、各年度終了後 30 日以内又は使用期間終了後 30 日以内のいずれか早い期日までに「マスコット等使用報告書」（様式第 2 号）を会長に提出しなければならない。

（公共目的による使用の許可）

第 6 条 会長は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。

- (1) スポーツ及び大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (2) マスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
 - (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用のおそれのあるとき。
 - (4) 法令または公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがあるとき。
 - (6) 使用目的が明らかでないとき。
 - (7) その他会長が不適當と認めるとき。
- 2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「マスコット等公共目的使用許可書」（様式第 3 号）をもって行うものとする。

（使用上の遵守事項）

第 7 条 前条第 1 項の規定により使用の許可を得た者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 使用权を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。

- (4) 原則として、マスコット等を使用する物件に許可番号を付記すること。ただし、その形状等から許可番号を付記することが困難な場合は、この限りでない。
- (5) マスコット等を使用する物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 使用許可された物件について、商標又は意匠登録の出願をしないこと。
- (7) 当該物件の使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県委員会は一切の責任を負わない。

(許可内容の変更)

- 第8条** 使用者が、許可内容の変更を希望する場合は、あらかじめ「マスコット等使用内容変更申請書」(様式第4号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 会長は、使用を許可した内容の変更を許可するときは、「マスコット等使用内容変更許可書」(様式第5号)により、当該使用者に通知するものとする。
 - 3 第1項の申請については、第4条から前条までの規定を準用する。

(実地調査等)

- 第9条** 会長は、使用者に対し、使用状況について実地調査を行い、又はその使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(違反に対する処置)

- 第10条** 会長は、マスコット等の使用がこの規程又は許可内容に違反していると認められる場合は、使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。
- 2 前項の規定による許可の取り消しは、「マスコット等使用許可取消書」(様式第6号)をもって行うものとする。
 - 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。
 - 4 第1項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。
 - 5 会長は、許可を得ずにマスコット等を使用している者又は使用しようとしている者に対して、そのマスコット等の使用停止及び使用に係る物件の回収を求める等適切な措置をとることができる。

6 県委員会は、前各項の規定による許可の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第11条 県委員会は、この規定による使用許可の申請に要した費用及び実施に係る経費又は役務を負担しない。

2 県委員会は、マスコット等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、マスコット等の使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月26日から施行する。